**平成２４年（フ）第５号**
長崎県長崎市風頭町17番３号　風頭コーポ101
債務者　平野　義博
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第４０号**
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷565番地13　時津ロードマンション701、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2034番地５―301号
債務者　中元　大介
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第６５号**
長崎県長崎市宿町498番地　日見大曲アパート１棟303号
債務者　佐藤サチ子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第８４号**
長崎県長崎市西海町1920番地２
債務者　江頭　安矢
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１９号**
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目８番地８　コーポエル201号
債務者　前園　卓也
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第１８０号**
仙台市青葉区新川字原田58―２、住民票上の住所仙台市青葉区芋沢字平15番地
債務者　佐藤ゆり子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８号**
秋田県仙北市角館町白岩前郷82番地１
債務者　佐々木昭子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　秋田地方裁判所大曲支部

**平成２４年（フ）第４３号**
福島市飯坂町字十綱下12番地の４　昭和マンション飯坂806
債務者　伊藤　　学
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　福島地方裁判所

**平成２４年（フ）第４１号**
茨城県笠間市笠間295、住民票上の住所茨城県笠間市笠間1537番地
債務者　飯島　厚美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第８２号**
茨城県笠間市平町1884番地91
債務者　塚本　一美（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第８９号**
茨城県那珂郡東海村大字村松1036番地　清水アパート２―２
債務者　小椋　　陽
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第９０号**
茨城県那珂郡東海村大字村松1036番地　清水アパート２―２
債務者　小椋　誠子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第５０号**
茨城県つくばみらい市筒戸1890番地１
債務者　髙橋　　徹
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１３１号**
群馬県桐生市川内町３丁目181番地　星野住宅７号
債務者　倉澤　隆史
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　前橋地方裁判所桐生支部

**平成２４年（フ）第３号**
千葉県勝浦市松野1084番地１号、住民票上の住所千葉県船橋市滝台１丁目10番10号
債務者　中山　律子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第４号**
千葉県いすみ市岬町長者163番地13
債務者　鶴岡まさゑ
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第１３号**
千葉県茂原市東部台３丁目17番地１　ファミール東部台101、申立時の住所千葉県茂原市三ヶ谷1143番地13
債務者　阿部倉年繁
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係